JS6 付-1

購入先様向け　情報セキュリティ基準

Ver　2.00

株式会社　治京製作所

情報セキュリティ事務局

2010年04月1日

目 次

Ⅰ． 治京製作所のセキュリティ基本方針

株式会社 治京製作所（以下、総称して「当社」といいます）は、
経営基本方針にのっとり、優れた技術、製品およびサービスによって、お客様の満足と信頼を得ることを目指しています。このためには、お客様の情報、個人情報、財産的情報を始めとする情報の保護が重要であることを認識し、情報セキュリティを経営の重要戦略の一つと位置付け、以下のようにこれに取組み、以って健全なる情報化社会の実現へ向けて尽力します。

1. 情報セキュリティ体制
各組織に情報セキュリティの責任体制を敷き、所要の規程の策定と実施により適切な
管理に取組みます。

2. 情報資産の管理
情報は、そのセキュリティ確保のため、重要性とリスクに応じ取り扱いを明確にし、
適切に管理します。

3. 教育・訓練
全役員および従業員に対して情報セキュリティについての教育・訓練を継続的に実施し、その意識向上と情報セキュリティに関連する諸規程の徹底を図ります。違反者に
対しては、懲戒も含め、厳正に対処します。

4. 安心できる製品・サービスの提供
利用されるお客様の情報のセキュリティに配慮し、安心してお使いいただける製品・
サービスの提供に努めます。

5. 法令順守と継続改善
関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせ情報セキュリティ確保への継続的な改善・向上に努めます。

Ⅱ． 機密保持契約の順守

当社と共有する情報については、取引基本契約および個別契約にて定める機密保持に関して万全の措置を講ずること。

Ⅲ. 購入先様 情報セキュリティ基準

1. 目的

この基準は、当社が健全なる情報化社会の実現を目指す企業として、適正な情報セキュリティを推進し、お客様の情報、個人情報、(技術・品質・製品・サービス等の)情報資産を正しく取扱い・管理することにより、企業の社会的責任を果たしてゆくため、特に当社の機密情報を共有する購入先様に対して取引基本契約および個別契約にて定める機密保持を実現できるよう、当社と同等の情報セキュリティを要請し、実施いただく基準を示すものです。

情報を正しく管理・利用できる環境を構築することで、当社及び購入先様の安心・安全で効率的な業務遂行を可能とし、安定した事業継続と相互繁栄を実現します。

2. 適用

この基準は、当社が指定した機密情報を共有する購入先様での該当情報の取扱い、管理および業務(技術移転・業務委託・資材調達活動等)全般に適用します。

機密情報の形態は、ドキュメント、電子化情報、ノウハウ、試作品・金型等機密情報が化体されたもの等、一切を含みます。

さらに厳重な管理を必要とする厳秘情報や重要情報等に関しては機密保持契約等による追加の管理策も適用されます。

3. 購入先様への情報セキュリティ 要望事項

(1) 情報セキュリティを組織的に進められる体制を構築していただく。

(2) 機密管理が必要な情報を明確化し、ルールに基づき機密管理をしていただく。

① 当社が指定した機密情報及びこれを利用して創出した機密情報の明確化

② 機密情報の受け渡しに関する管理ルール

③ 職場でのアクセス管理(物理セキュリティ・入退出に関する管理ルール)

④ 情報資産の持ち出し、持込に関する管理ルール(パーソナルコンピューター及び同等のクライアント端末(以下PC)、ノートPC、カメラ付携帯電話、PDA、半導体メモリカードやUSBメモリ等(以下 電子媒体)、ドキュメント)

⑤ ITシステムでのアクセス管理(IDとパスワードの管理ルール)

⑥ ITシステム(含むPC)の設置及び廃棄に関する管理ルール

⑦ 不正プログラムやコンピューターウイルスに対する管理ルール

⑧ 事業継続の確保のためのバックアップに関する管理ルール

(3) 機密保持の誓約等、情報漏洩を防止する人的な対策を実施していただく。

① 情報セキュリティの教育・訓練の実施

② 従業員等との機密保持誓約書の締結

(4) 情報セキュリティの事故が発生した場合の対応を明確化し実施していただく。

① 事故報告・対応体制の確立

② 事故対応マニュアルの作成

③ 再発防止策の策定と実施

(5) 継続的な改善活動が実施できる情報セキュリティの PDCA を実施していただく。

① 情報セキュリティが正しく実施されているか、自己点検の実施

② 自己点検結果に基づく改善のしくみ構築

4. 実施

2010 年 4 月 1 日以降、本基準を適用いたします。